

警察行政の概要



広島県警察本部

目 次

1	公安委員会	1
2	広島県警察組織体制	2
3	警察関係予算	5
4	基本方針及び運営重点	6
5	主要施策	7
(1)	総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化	7
(2)	子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進	8
(3)	住民の安心感を高める地域警察活動の推進	10
(4)	暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進	10
(5)	交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保	11
(6)	災害、テロ等緊急事態対策の推進	12
(7)	サイバー空間の安全の確保	13
(8)	社会情勢の変化に適応した警察運営の推進	14



1 公安委員会

(1) 公安委員会の役割

公安委員会は、昭和29年の現行警察法制定時に設置され、県知事の所轄の下に、県民の良識を代表する者によって構成される合議制の行政委員会で、警察の民主的管理と政治的中立性を確保することを目的として設けられた機関である。

公安委員会は、警察法第38条第3項の規定に基づき、県警察を管理する責任を負うほか、法令の規定に基づきその権限に属された事務をつかさどる。

また、警察行政に関する大綱方針を決定し、県警察の取組等について所要の報告を徴するとともに、県警察の業務運営がその大綱方針に沿って運営されるよう管理を行っている。

(2) 公安委員会の権限行使

公安委員会は、会議の議決によりその権限を行うこととされており、合議体としてその権限を行使している。

(3) 委員の任命及び任期

広島県公安委員会は、警察法第38条第2項の規定に基づき、5名の委員で組織されている。

委員は、広島県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、県知事が県議会の同意を得て任命することとなっている。

ただし、委員のうち2名については、広島市議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、広島市長が市議会の同意を得て推薦したものについて、県知事が任命することとなっている。

任期は3年で、2回に限り再任されることができる。

【広島県公安委員会】

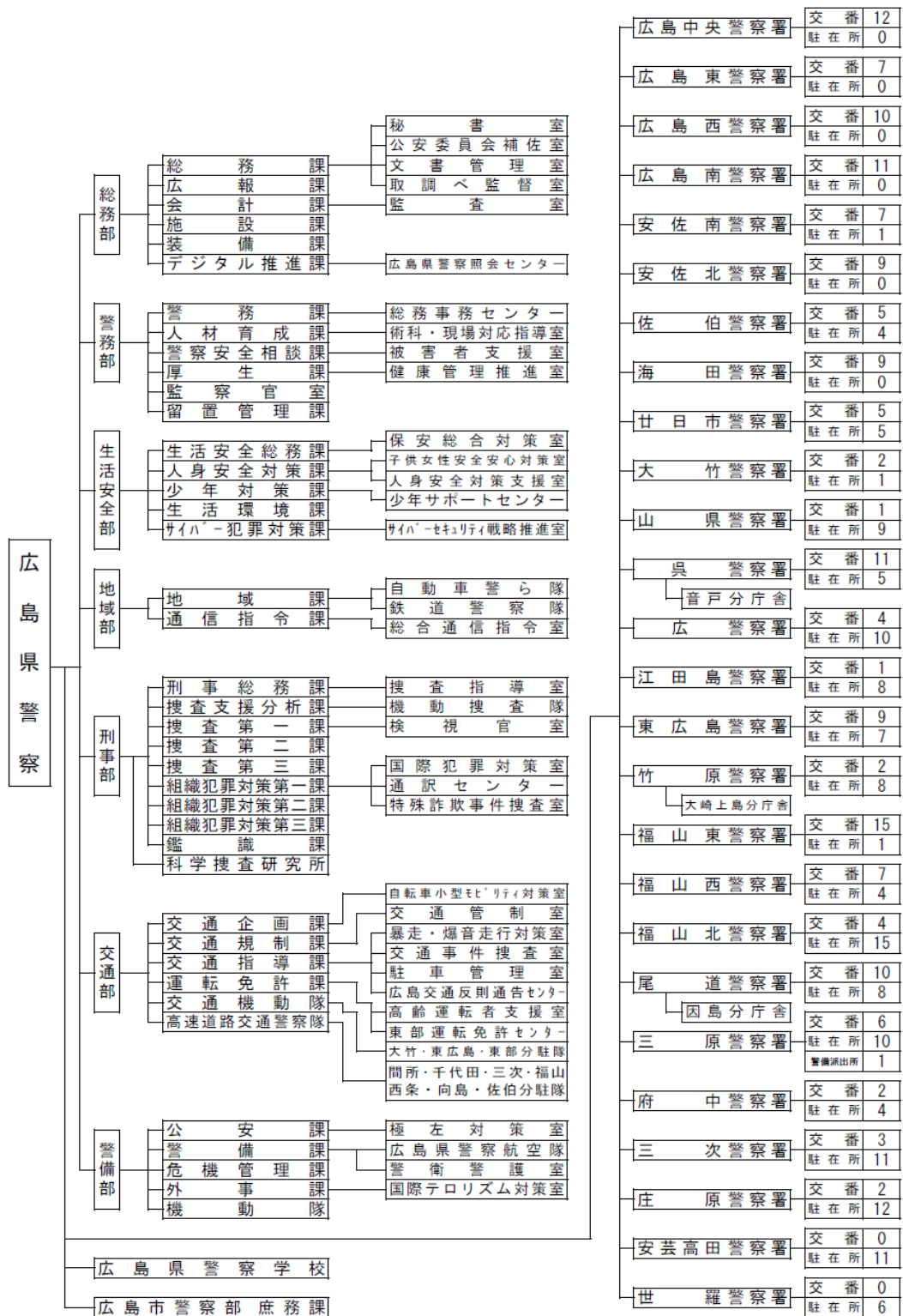
職名	氏名	就任年月	職業等	備考
委員長	西 野 泰 代	平成30年5月	大学名誉教授	3期目、広島市推薦
委 員	松 岡 秀 夫	令和4年10月	会社名誉顧問	2期目
	古 賀 輝 郎	令和5年7月	元裁判官	2期目
	藤 本 慎 介	令和6年7月	会社社長	1期目
	井 口 郁 雄	令和7年5月	医師	1期目、広島市推薦

2 広島県警察組織体制

(1) 組織（令和8年4月1日現在）

広島県警察組織図

令和8年4月1日現在



(2) 体制（令和８年４月１日現在）

ア 警察職員の条例定員及び配分状況

区 分	警察官						警察官以 外の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計		
本 部	90	166	538	463	323	1,580	364	1,944
警察署	63	168	979	1,106	1,293	3,609	156	3,765
計	153	334	1,517	1,569	1,616	5,189	520	5,709

イ 警察職員の条例定員の推移

年度		30	元	2	3	4	5	6	7	8
区分		5,709	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709
警察官	増員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189
警察官以 外の職員	増員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定員	520	520	520	520	520	520	520	520	520

(3) 令和８年度組織体制整備

ア デジタル技術の戦略的な推進に向けた体制の強化

システムの合理化・最適化の中長期計画策定について、システムの内部開発協議、機器整備計画、システム関連予算の編成構想等を総括的に推進する体制を構築するため、総務部情報管理課を改称し、総務部「デジタル推進課」を設置

イ 人身安全関連事案に対する一元的な対処体制の強化

警察署からの報告の一元窓口となって事案を認知し、関係警察署と緊密に連携の上、警察署長による事案の認定及び危険性・切迫性の評価に基づく加害者の事件検挙、行政措置、被害者の保護措置等に関して、当該警察署への指導・助言・支援を一元的に行う対処体制を構築するため、生活安全部人身安全対策課に「人身安全対策支援室」を設置

ウ 匿名・流動型犯罪グループに係る総合対策の推進

(ア) 匿名・流動型犯罪グループに対する行政的アプローチによる体制の強化

中国四国地方最大の繁華街・歓楽街を有する当県において、戦略的な行政的アプローチを一層強化するため、生活安全部生活安全総務課「許可等事務担当室」を改称し、生活安全部生活安全総務課「保安総合対策室」へ名称変更

(イ) 匿名・流動型犯罪グループに対する司令塔の設置

匿名・流動型犯罪グループ対策において、総合対策の司令塔として、部門横断的な情報共有、実態解明をより主体的に推進するため、組織犯罪対策局長が生活安全部参事官及び刑事部参事官を兼務

(ウ) 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締り体制の強化

SNSを利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺などを広域的に実行するなど、治安対策上の脅威となっている犯罪グループに対する戦略的な取締り体制を構築するため、刑事部組織犯罪対策第一課の体制を強化

(エ) 部門横断的な初動捜査体制の強化

重要事件をはじめ、早期に現場措置を必要とする事件に対し、機動力を駆使した初

- 動捜査活動及び部門横断的な事案対応、リレー捜査による犯人割出等の捜査体制を構築するため、刑事部捜査支援分析課機動捜査隊の体制を強化
- エ AHT（虐待による乳幼児頭部外傷）事件の捜査体制の強化
児童虐待の中でも重篤な病態をもたらし潜在化しているAHT事件に対して専門性を有した専従体制を確立し、効果的かつ集中的な捜査体制を構築するため、刑事部捜査第一課の体制を強化
- オ 県北部地域における変死事案及び重要事件対処体制の強化
検視官の早期現場臨場による適切な死体取扱業務の推進のほか、県北部地域で発生する重要事件へ早期に対処するため、刑事部捜査第一課検視官室の体制を強化
- カ 交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保へ向けた体制の強化
交通事故抑止に資する交通指導取締りの更なる推進に向けた体制を構築するため、交通部交通機動隊の体制を強化
- キ 警備情報収集活動の推進に向けた体制の強化
右翼に関する情報収集及び国際大衆に関する情報収集活動を推進するため、警備部公安課の体制を強化
- ク 社会情勢の変化に適応した警察運営の推進に向けた体制の強化
幅広い世代に向けて魅力発信活動を推進し、優秀な人材の確保と採用した貴重な人材を育てる取組を構築するため、警務部警務課採用係の体制を強化
- ケ 給与業務の効率化・合理化に向けた体制の強化
給与業務及び関連システムの更なる効率化・合理化を推進するため、警務部警務課の総務事務センター所長（管理官級）を格上げし、警務部に総務事務統括官（所属長級）を設置
- コ 大規模警察署の体制の強化
繁華街・歓楽街における事案対処能力を強化するため、広島中央警察署及び福山東警察署の体制を強化
- サ 警察署の課長代理設置による指揮体制の強化
警察署の治安情勢等により、指揮体制の強化及び業務の効率化・合理化を図るため、広島中央警察署及び福山東警察署に生活安全課課長代理、広島南警察署に警備課課長代理、東広島警察署に刑事第一課課長代理を配置
- シ 現場における上位階級による現場執行力の強化
適正な擬律判断による現場執行力を強化するため、交替制勤務を行っている生活安全部人身安全対策課、地域部地域課自動車警ら隊、刑事部捜査支援分析課機動捜査隊、広島西警察署地域課機動警ら係及び広島南警察署地域課機動警ら係に上位階級を配置
- ス 警察署当直の当番制の本運用
現在、県内17警察署で試行実施中の「警察署当直の当番制」を本運用
- セ 日勤制交番及び通勤制警察官駐在所の本運用
管内情勢に即して、交番等を柔軟に運営し、警察官を効率的に配置するため一部警察署で試行実施中の「日勤制交番及び通勤制警察官駐在所」を本運用

3 警察関係予算

(1) 令和8年度当初予算

(千円)

区 分	令和8年度		令和7年度		増減	
		構成比(%)		構成比(%)		%
警 察 費	71,195,220	100.0	68,224,955	100.0	2,970,265	4.4
人件費	58,482,689	82.1	55,724,147	81.7	2,758,542	5.0
物件費	12,712,531	17.9	12,500,808	18.3	211,723	1.7

(2) 主要事業

(千円)

主 要 事 業 の 内 容	金 額
<u>1 交通安全施設整備費</u> ● 信号機新設・改良等 ● 信号灯器のLED化の推進 ● 道路標識及び標示の設置等	3,302,810
<u>2 交番・駐在所整備事業</u> ● 広島中央署 本通交番の代替施設借受 ● 建設：1施設 海田署 海田市駅前交番 ● 設計施工一括発注（デザインビルド）方式による建替：5施設 江田島署 三高駐在所、福山東署 蔵王交番、呉署 本通六丁目交番、 竹原署 吉名駐在所、三原署 下徳良駐在所	208,041
<u>3 警察本部別館基町庁舎(仮称)建替等整備事業</u> ● 新庁舎の整備（建築設計） ● 別館基町庁舎（北館・南館）の解体工事等 ● 仮移転関係経費（民間ビルの賃貸借費等）	564,042

令和8年広島県警察

基 本 方 針

安全・安心を 県民とともに築く 力強い警察

運 営 重 点

- 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
- 子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進
- 住民の安心感を高める地域警察活動の推進
- 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進
- 交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保
- 災害、テロ等緊急事態対策の推進
- サイバー空間の安全の確保
- 社会情勢の変化に適応した警察運営の推進

5 主要施策

(1) 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化

ア 総合的な犯罪抑止対策の推進

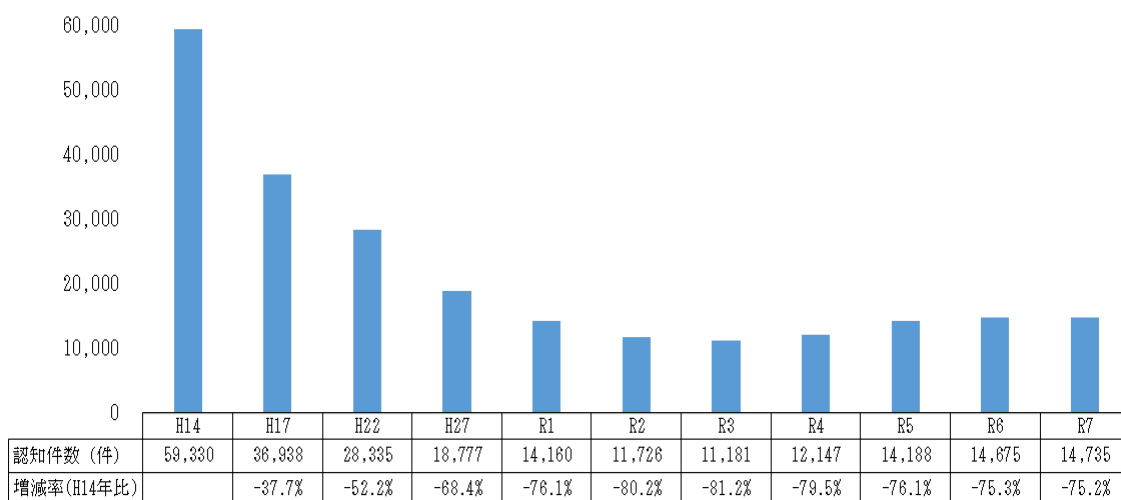
(ア) 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の推移

- 平成15年1月1日 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の施行
- 第1期（平成15年～平成17年）「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン
- 第2期（平成18年～平成22年）「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン
- 第3期（平成23年～平成27年）「なくそう犯罪」ひろしま新アクション・プラン
- 第4期（平成28年～令和2年）「めざそう!安全・安心・日本」ひろしまアクション・プラン
- 第5期（令和3年～令和7年）「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン
- 第6期（令和8年～令和12年）「減らそう犯罪」第6期ひろしまアクション・プラン

【推進指標】

- ・ 刑法犯認知件数 12,000件以下（令和7年：14,735件）
- ・ 治安良好と感じる人の割合 90%以上（令和5年：88.4%）

【刑法犯認知件数の推移】



(イ) 特殊詐欺の抑止の推進

- a 被害実態の把握・分析に努めるとともに、市町、関係機関、事業者等と連携の上、高齢者だけでなく、幅広い年齢層を対象とした効果的な広報啓発活動を推進する。
- b 金融機関、コンビニ、宅配事業者と一層緊密に連携し、顧客への注意喚起の声掛けや警察への通報を働き掛ける。
- c 犯人からの電話を直接受けないために、固定電話に関しては、国際電話の利用休止の申込支援及び自治体による防犯機能付き電話等購入補助金制度の創設、制度継続の働き掛けを推進し、携帯電話に関しては、国際電話の自動遮断機能を有する「警察庁推奨アプリ」等の利用促進を図る広報を推進する。

イ 検挙力の強化

(ア) 悪質重要犯罪の徹底検挙

a 重要犯罪の検挙

(a) 徹底した初動捜査活動による被疑者の早期検挙

重要事件発生時には捜査員を集中的に投入して、迅速的確な初動捜査を徹底す

るとともに、社会のデジタル化等に伴う犯罪の悪質化・巧妙化に対応するため、最新の捜査手法をより一層活用するなど、この種犯罪の徹底検挙と連続発生の防止を図る。

(b) 未解決捜査本部事件捜査の推進

令和8年4月末時点、令和7年6月庄原警察署管内発生「東城町における女性被害殺人事件」、令和8年2月東広島警察署管内発生「東広島市黒瀬における殺人、現住建造物等放火等事件」、令和8年4月三原警察署管内発生「三原市沼田における殺人等事件」のほか、平成12年山県警察署管内発生「特別養護老人ホームやすらぎ施設長殺人事件」等10件の未解決捜査本部事件がある。前記庄原警察署、東広島警察署、三原警察署管内発生事件を除き、発生から15年以上が経過しており、それら事件捜査に当たっては、引き続き、効果的な広報による情報提供活動を継続するとともに、捜査体制を継続・維持し、各種情報の掘り下げ、証拠資料の再鑑定、他事件の検挙被疑者に対する追及等、多角的な視野で着実な捜査を推進する。

b 重要知能犯罪の検挙

継続的かつ組織的な情報収集等により、政治・行政・経済を巡る不正や利権構造の実態把握等に努め、重要知能犯罪の検挙を強力に推進する。

c 重要窃盗犯罪の検挙

凶悪犯に移行するおそれが高く、広域的・連続的・組織的に敢行される重要窃盗犯罪を徹底検挙する。

(イ) 特殊詐欺の検挙の推進

迅速な初動捜査、関連情報の集約、中核の人物の解明に向けた突き上げ捜査を徹底し、匿名・流動型犯罪グループの被疑者らを検挙する。

また、都道府県間の捜査連携を円滑に行うために設置された特殊詐欺連合捜査班（通称：タイト）を積極的に活用し、迅速かつ合理的な捜査を推進する。

金融機関等からの情報提供については、捜査の端緒であり、かつ被害拡大防止に寄与するものであることから、適切な対応を徹底する。

(ウ) 科学技術の捜査への活用

客観証拠による立証を図り、複雑、多様化する犯罪捜査へ対応するため、DNA型鑑定やポリグラフ鑑定をはじめ、各種鑑定を積極的に活用する。

(2) 子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進

ア ストーカー・配偶者暴力事案への迅速・的確な対応

ストーカー被害等の相談件数は高水準で推移しており、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止及び被害者等の保護措置、組織的な対応及び関係機関・団体と連携した取組を推進する。

イ 児童虐待への対応における取組の強化

(ア) 児童の安全確保の徹底

児童虐待が疑われる事案について、関係部門が連携して、児童の安全を直接確認するとともに、事件化の可否等の判断を迅速に行い、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底する。

(イ) 児童相談所等関係機関との連携強化

児童相談所等関係機関との情報共有を実質的なものとし、連携して対応することに

より、児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護に万全を期す。

ウ 子供・女性・高齢者等の犯罪被害防止対策等の推進

(ア) 子供・女性を犯罪から守るための取組

性犯罪等及び声掛け・つきまとい等の前兆事案に対して、集約した情報をもとに行方者を特定し、検挙又は指導・警告（先制・予防的活動）を行うことで、未然防止及び再発防止対策を推進する。

また、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議（平成30年6月22日）において決定された「登下校防犯プラン」に基づく子供の安全対策について、行政をはじめ様々な主体と協働・連携した各種施策を推進する。

(イ) 子供の性被害に係る対策の推進

児童ポルノ事犯をはじめとする悪質性の高い福祉犯に対する取締りを強化する。

また、SNSに起因する子供の性被害を防止するため、不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進する。

(ロ) 保護者、児童生徒等に対する広報啓発活動の推進

中学生保護者を対象としたフィルタリングの利用や家庭内におけるルールづくりを推奨するなど広報啓発活動を推進する。

また、通信事業者と協同したインターネット関連の犯罪防止教室等を実施するとともに、学校等関係機関と連携し、子供が性被害の加害者・被害者・傍観者にもならないための予防教育や啓発活動を積極的に推進する。

(エ) 高齢者の犯罪被害防止・保護対策の推進

a 「減らそう犯罪」第6期ひろしまアクション・プラン（令和8年～令和12年）に基づき、「安全安心なまちづくり」と「安全安心をもたらす警察活動」を両輪として、高齢者の安全確保に向けた総合的かつ計画的な取組を推進する。

b 認知症高齢者等とその家族に適切な支援が提供されるように、市町との間で支援を要する認知症高齢者等の情報共有や速やかな情報提供が行われる環境づくりを推進する。

エ 非行少年を生まない社会づくりの推進

(ア) 集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進

集団的不良交友関係に関する情報を収集し、実態把握に努めるとともに、非行少年グループ等の背後に潜む暴力団等も視野に入れた実態解明を進め、発生事案の早期検挙・補導等の再非行防止対策を推進する。

(イ) 立ち直り支援活動の推進

少年サポートセンターを中心に事件捜査等と連動した各種立ち直り支援活動を積極的に推進し、再非行防止を図る。

(ロ) 街頭補導活動の強化

少年非行を兆しの段階で抑止するため、不良行為少年に対する補導活動を積極的に実施して、非行防止を図る。

(エ) 学校等関係機関と連携した取組の推進

学校等関係機関と連携し、スクールサポーターを効果的に運用するとともに、犯罪防止教室の促進や学校担当制による少年補導協助員の活動の充実により、児童生徒の規範意識の向上を図る。

(3) 住民の安心感を高める地域警察活動の推進

ア 管内実態把握活動の推進

巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会の開催など、あらゆる地域警察活動を通じて、地域住民の意見・要望や、地域が抱える問題等を幅広く把握する。

また、地域住民が不安を感じる犯罪や交通事故の予防に関する情報について広報啓発活動を推進する。

イ 地域の実態に即した街頭警察活動の推進

地域住民が抱える問題を解決し、その要望等に応じた活動を推進するため、その地域を現存する自覚と責任を持って、自発的かつ主体的に該当警察活動を推進する。

また、管内の犯罪多発地域・時間帯等の分析結果を踏まえた効果的な警ら活動を推進するとともに、声掛け、職務質問などを積極的に行い、制服警察官の姿を県民に示し、安心感の醸成を図る。

ウ 迅速的確な初動警察活動の推進

通信指令システム等の各種システムを効果的に活用し、現場状況の早期把握及び情報共有を図るとともに、パトカー、航空機等の警察機動力を一元的に運用するなど、迅速的確な初動警察活動を推進する。

また、多様化する事案に迅速に対応するため、あらゆる事態を想定した初動対処訓練や教養を推進する。

(4) 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進

ア 暴力団等の壊滅に向けた総合的な対策の推進

(ア) 暴力団員等の徹底検挙と資金源封圧

首領等幹部をターゲットにした取締り、資金獲得犯罪の取締り、犯罪収益の剥奪など、暴力団に対して真に打撃を与える取締りを徹底する。

(イ) 暴力団排除活動の推進と暴力団離脱者の社会復帰支援

関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進するとともに、暴力団組員に対しては組織からの離脱を促し、離脱者に対する社会復帰支援対策を徹底する。

(ウ) 暴力団情報の収集・分析

暴力団組織の実態解明に向けた情報収集・分析を推進する。

(エ) 保護対策の徹底

関係各課との連携を図り、適切な保護対策を実施する。

イ 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化

(ア) 匿名・流動型犯罪グループの実態解明

治安対策上問題のある犯罪者グループを実効的に把握し、同グループの資金獲得活動及びマネー・ローンダリングの実態解明に努める。

(イ) 匿名・流動型犯罪グループの検挙及び犯罪収益の剥奪

実態解明により選定した取締対象者を徹底検挙するとともに、犯罪収益の剥奪にも注力し、人的基盤・資金力双方に打撃を与える取締りを徹底する。

ウ 薬物銃器対策の推進

(ア) 薬物・銃器事犯の徹底検挙及び密売・密輸組織の摘発

薬物・銃器事犯を徹底検挙するとともに、突き上げ捜査の実施、関係機関との協働により、密売・密輸組織の摘発を徹底する。

(イ) 薬物乱用防止対策及び違法銃器根絶対策の推進

各種広報媒体やキャンペーンの機会を活用し、薬物相談電話や拳銃 110 番報奨制度を広め、違法薬物・銃器根絶対策を推進する。

(ウ) 薬物・銃器事犯関連情報の収集・共有

逮捕被疑者や素行不良者等、あらゆる対象者から積極的に情報を収集し、共有・活用を図る。

エ 国際組織犯罪対策の推進

(ア) 実態解明の推進

外国人コミュニティに関する情報を関係部門で共有するなどし、国際犯罪グループの実態解明を推進する。

(イ) 国際犯罪グループの弱体化・壊滅

国際犯罪グループの実態を解明して徹底検挙を図り、弱体化と壊滅を図る。

(ロ) 戦略的な犯罪インフラ事犯の取締り

外国人の不法入国、不法滞在を助長し、又は来日外国人が犯罪を繰り返し行うことを容易にする基盤の構築に係る犯罪インフラ事犯の戦略的な取締りを推進する。

(ハ) 捜査連携の強化

部門横断的な情報共有を図りつつ効果的な取締りを推進するとともに、合・共同捜査、国際共助を積極的に実施するなどの捜査連携を強化する。

(5) 交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保

ア 交通事故の発生状況

区分 \ 年次		3	4	5	6	7
死者数		70 人	74 人	78 人	68 人	58 人
うち高齢者数		39 人	38 人	38 人	40 人	34 人
重傷者数		900 人	730 人	826 人	819 人	787 人
歩行者	件数	605 件	583 件	623 件	637 件	610 件
	死者数	31 人	21 人	28 人	28 人	18 人
自転車	件数	964 件	901 件	895 件	975 件	920 件
	死者数	4 人	6 人	7 人	10 人	11 人
飲 酒	件数	65 件	50 件	68 件	69 件	52 件
	死者数	7 人	3 人	6 人	3 人	4 人

注：「高齢者」は、65歳以上を指す。

注：「歩行者の件数」は歩行者が第1当事者又は第2当事者となった件数で、「死者数」は歩行者本人の死者数

注：「自転車の件数」は、自転車運転者が第1当事者又は第2当事者となった合計数で自転車相互事故は1件で集計し、「死者数」は自転車乗用中の死者数

注：「飲酒の件数」は、第1当事者（原付以上の車両運転者）に飲酒が認められた件数で、「死者数」は当該事故における死者数

イ 推進項目

(ア) 交通事故実態に即したきめ細かな交通安全教育等の推進

高齢者、幼児、歩行者、自転車利用者等、各対象の年齢、特性や交通実態等を踏まえ、各種施策を組み合わせた効果的な安全対策等を推進する。

a 高齢者対策

高齢者が安全な交通行動を実践することができるよう、シミュレータ等の各種教育資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

b 歩行者保護対策

運転者及び歩行者に対して、交通安全教育等を通じて交通ルールの周知を図るとともに、関係機関・団体と連携した県民への広報啓発等の取組を実施するなど、総合的な対策を推進する。

c 自転車利用者対策

自転車乗車中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、車両としてのルールを遵守し、歩行者や他の車両に配慮した通行、ヘルメットの着用等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を推進する。

d 飲酒運転対策

飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故実態等を周知するための交通安全教育や広報啓発活動を推進する。

e 外国人対策

多言語による啓発動画やリーフレット等を活用した日本の交通ルールの周知活動等を推進する。

(イ) 交通情勢に応じた効果的な交通指導取締りの推進

交通事故抑止に資する取締りを推進し飲酒運転、著しい速度超過、横断歩行者等妨害等の重大交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に加え、県民の体感治安を悪化

させる暴走・爆音走行等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、自転車が関係する重大交通事故の発生が多いことから、違反を認めた際には看過することなく指導警告を行い、悪質性・危険性の高い違反については検挙で臨む。

(ウ) 持続可能な交通環境整備の推進

信号機をはじめとする交通安全施設等の老朽化に対応し、交通の安全と円滑を確保するため、中長期的な視点に立った維持管理・更新を行う必要があることから、必要性の低い信号機や標識等、交通実態に適合しなくなった交通規制の改廃と見直しにより、戦略的なストック管理を推進する。

(エ) 適切な運転者対策の推進

悪質・危険運転者を早期に排除するための迅速かつ確実な行政処分を実施するほか、高齢者講習や認知機能検査、運転技能検査の円滑な受検・受講に向けた取組、安全運転相談の充実など、申請者等の立場に応じた運転者施策を推進する。

(オ) 自転車その他の小型モビリティ対策の強化

自転車の安全な利用を促進するため、総合的な自転車対策を推進するとともに、特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの登場により、多様化する交通主体全ての安全かつ快適な通行を確保するための取組を推進する。

(6) 災害、テロ等緊急事態対策の推進

ア 災害等対処能力の強化

(イ) 災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進

平成30年7月豪雨災害等、過去の災害対応を教訓に、激甚化・頻発化している災害

に備え、危機管理体制の点検及び災害発生時の早期構築について、持続的に推進する。

(イ) 災害等対処能力の強化

災害等発生時において、迅速かつ的確に対処するため、装備資機材の習熟訓練、実戦的な図上・対処訓練及び早期指揮体制を確立するための招集・伝達訓練等を継続して推進する。

また、自治体等が行う防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携を図る。

イ 官民連携によるテロ対策の推進

(ア) 官民一体となったテロ対策の強化

爆発物原料となり得る化学物質の販売事業者や同物質を取り扱う学校及び玩具煙火（花火）販売事業者並びに産業爆薬取扱事業者を個別訪問し、販売時における本人確認の徹底や不審者来訪時における通報を要請するなど爆発物を使用したテロの未然防止に向けた対策を推進する。

また、テロリストが利用する可能性があるホテル・旅館、インターネットカフェ、レンタカー事業者等との連携を強化し、テロ等違法行為の未然防止を図る。

(イ) 水際対策の推進

広島空港及び広島港をはじめとする国際港湾の関係機関と連携し、各種合同訓練や保安対策の強化を図るとともに、テロリスト等の入国を防止する各種システムを活用した水際対策を推進する。

(ウ) 警戒警備の強化

公共交通機関や米軍関係施設等の重要施設及び不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒警備を徹底するとともに、施設管理者に対して自主警備の強化を要請する。

(エ) テロ対処能力の強化

広島県テロ対策パートナーシップ推進会議を活用した合同テロ対処訓練等、対処能力の強化に向けた取組を推進する。

ウ 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化

経済安全保障の確保等、対日有害活動への対策を強化し、国際情勢の変化に適応した対策を推進する。

エ 要人に対する警護等の強化

警護等に必要な体制を強化するなどして、警護対象者に対する警護等に万全を期する。

オ ローン・オフエンダー等に対する対策の強化

ローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に対し、違法行為の「前兆」を幅広く把握し、確実な対策を講じるため、関係部門が緊密に連携する等部門横断的な対策を推進する。

(7) サイバー空間の安全の確保

ア 体制及び人的基盤の強化

(ア) サイバー空間の脅威に対処するための体制の構築

高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に対処するとともに、他部門の支援を行うことができる体制を構築する。

引き続き、各部門が一体となった広報啓発活動・被害防止対策の企画・実施等を実効的に行うための連携を推進する。

(イ) 優秀な人材の育成

情報技術の解析に従事する職員及び捜査員相互の教養への参加、人事交流の拡大、

研修制度を活用した他部門捜査員の受入により、捜査・解析の両者に精通した優秀な人材層の充実を図る。

(ウ) 警察職員全体の対処能力の向上

能力検定の取得促進、eラーニングを活用した定期講習の受講等を通じて、継続的かつ定期的な教養を実施する。

イ 実態把握と社会変化への適応力の強化

(ア) 通報・相談への対応強化による実態把握の推進

被害通報を促進するための広報啓発及び民間事業者と連携した通報・相談促進に向けた気運の醸成に取り組む。

(イ) 実態解明と実効的な対策の推進

サイバー事案に対して厳正な取締りを推進し、犯行手口等の実態解明や被害の未然防止・拡大防止を図る。

(ロ) インターネット上の脅威情報等に対する厳正な対処の推進

違法・有害情報に厳正に対処するため、インターネット・ホットラインセンターからの通報及びサイバーパトロール等を通じて把握した情報を端緒として、事件化や削除依頼等を積極的に推進する。

ウ 部門間連携の推進

サイバー事案に対してサイバー部門と各部門が連携し、効率的かつ効果的な捜査及び被害防止対策を推進する。

エ 国際連携の推進

サイバー警察局、サイバー特別捜査部等と緊密に連携して、迅速かつ的確な国際捜査を推進する。

オ 官民連携の推進

(ア) 産学官の知見等を活用した対策の推進

関係機関や大学、各自治体と連携し、サイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有するなどの取組を推進する。

(イ) 民間事業者等における自主的な被害防止対策の推進

民間事業者・団体等と連携し、インターネット上の新たなサービスを悪用した事案等の情報を広く県民に共有する。

(ロ) 民間事業者等と連携した犯罪インフラ対策の推進

インターネット関連事業者等に対して、捜査等で明らかとなった犯行手口や被害実態等について情報提供を行うなどの犯罪インフラ対策を推進する。

(エ) 地域において活動する多様な主体との連携

サイバー防犯ボランティアや学校教育等と連携し、最新の情勢や犯行手口に関する情報を提供するとともに、実効的な対策が講じられるよう必要な助言を行い、地域社会全体のインターネットリテラシーの向上を図る。

各種事業者に対し、サイバー空間をめぐる情報を発信するとともに、実践的な共同対処訓練等を実施し、多様な主体との連携による取組を推進する。

(8) 社会情勢の変化に適応した警察運営の推進

ア 優秀な人材の確保と育成

(ア) 優秀な人材の確保に向けた取組

小・中学生及びその家族、社会人経験者など、いまだ警察という職業の魅力に触れ

ていない潜在層に向けた積極的な魅力発信活動を推進するとともに、既存の手法にとらわれることなく、創意工夫を凝らした取組を主体的に実践し、各部門の垣根を越えた多彩かつ効果的な採用募集活動を展開する。

受験申込者や採用試験に合格した内定者に対して、不安を払拭するための情報を継続的に発信するなど、受験辞退・採用辞退防止に向けた取組を推進する。

(イ) 採用した貴重な人材を育てる取組

採用した貴重な人材が早期に初任教養に適應できるよう、採用募集活動をはじめ、採用に携わった関係職員等が一体となり、採用された人材の意欲を維持・向上させる取組を推進する。

イ 各種教養・訓練の推進による職務執行力強化

(ア) 職務執行力強化に向けた取組の推進

a 職員の実務能力向上

実践塾の開催、実戦的総合訓練、警察本部研修への参加、eラーニングシステムを活用した自学自習やベテラン職員のリスキリングに関する教養を推進するなどして、職員の実務能力向上を図る。

b 若手を指導する指導者の指導能力向上

指導者同士による小集団討議、技能指導官による研修会等を実施するとともに、基礎的なコーチング技術や実習生に対する指導要領を修得する警察本部研修への参加等を通じて、指導者の指導能力向上を図る。

c 心に響く職務倫理教養の推進

所属長等による経験談、感謝事例を活用するなどした職務倫理教養、警察改革の精神の浸透・深化に向けた取組等を推進し、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観を備えた職員の育成を図る。

(イ) 術科訓練等の推進

a 術科訓練の継続実施

第一線の現場に必要な気力、体力を錬成し、基本的な術科技能を向上させるため、柔道、剣道等の術科訓練を継続的に実施する。

b 実戦的な訓練の推進

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、犯人等の制圧・検挙に有効な逮捕術及び拳銃の訓練である警察術技訓練、総合対処法訓練による実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実戦的な訓練やマインドセット教養を推進する。

c 運転技能及び安全運転意識の向上

運転技能及び安全運転意識の向上を図るため、対象者の特性に応じた運転訓練、運転者の心構えを徹底するための指導教養等を推進する。

ウ 警察組織の構造改革の計画的な推進

(ア) 警察運営の効率化・合理化

現下の治安課題への対応と、将来を見据えた警察組織の構造改革に同時並行的に取り組むべく、業務の効率化・合理化に努めるほか、業務運営の在り方を計画的に見直し、組織運営の戦略的取組を推進する。

(イ) 全職員のワークライフバランスの実現に向けた働きやすい職場環境の形成

ワークライフバランスの実現のため、幹部職員が率先して、各職員の更なる意識改革に向けた取組を推進する。

時間外勤務マネジメントの推進により、時間外勤務時間の適正化や各種休暇の取得促進、仕事の進め方の改善を図り、仕事と育児・介護の両立支援制度や男性の育児休業など、多様な働き方が選べる職場環境づくりに努め組織全体におけるサポートする取組を推進する。

(ウ) 女性の活躍に向けた取組の推進

研修会等を実施して女性職員の勤務意欲と実務能力の向上を図り、能力、実績に応じた積極的な登用を推進するとともに、勤務時間等に制約のある女性職員の個々の事情に配慮した上で、積極的な勤務経験の機会確保を推進する。

また、女性職員の意見等をくみ上げ、女性用施設の整備や不安・悩みの解消に向けた取組を推進する。

エ 計画的な警察施設整備の推進

地域の治安・防災拠点である警察施設の最適化を図るとともに、中長期的な視点に立った計画的な警察署、交番・駐在所等の整備を推進する。

オ 犯罪被害者支援等の積極的な取組

警察が組織を挙げて取り組むべき内容を網羅した「広島県警察犯罪被害者支援等基本計画」に基づいて各種施策を推進する。